

令和6年7月1日施行 西宮市駐車施設附置条例**改正**のお知らせ

背景

平成6年に施行した西宮市駐車施設附置条例では、阪神西宮駅・JR西宮駅周辺の駐車場整備地区及び市内の駅周辺の近隣商業地域などの地域で一定規模以上の建築物に対して、建築物の用途や規模に応じた駐車場の設置を義務付けています。

この度、平成23年の前回条例改正から令和6年で13年が経過し、社会情勢及び駐車需要の変化を踏まえ、「西宮市駐車施設附置条例の改正」を行います。

条例改正の概要

裏面及び詳細については「別紙西宮市駐車施設附置条例の概要」をご確認ください。

西宮市キャラクター
みやたん
TEKU²WAKU²NISHINOMIYA
©.2024.04.01



お問合せ先
〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号
西宮市役所 政策局都市計画部交通政策課
Tel:0798-35-3527 Fax:0798-34-6638



条例改正の概要

改正1 駐車施設附置義務基準の緩和

市内の駐車施設について、利用実態調査分析の上、駐車場需要に応じた基準値の見直しを行います。

旧	改正
基準値 1. 事務所・病院 : 250㎡につき1台 2. 1戸あたりの専有面積が40㎡以下の共同住宅 : 戸数の25%の台数 3. 福祉施設等 : 500㎡につき1台	基準値 1. 事務所・病院 : 300㎡につき1台 2. 1戸あたりの専有面積が40㎡以下の共同住宅 : 戸数の15%の台数 3. 福祉施設等 : 800㎡につき1台

改正2 建築物の敷地以外へ駐車施設を附置する場合の距離要件の緩和

中心市街地において、隔地駐車場を確保することが困難になってきていることから、土地の有効活用や良好な街並み形成のため、隔地駐車場の範囲を拡大します。

旧	改正
隔地距離 概ね200m以内	隔地距離 300m以内

改正3 公共交通機関利用促進等措置による附置義務台数の緩和（案）

公共交通機関利用促進等措置（表1参照）による駐車施設附置義務台数の緩和制度を新設します。

新設		
表1 公共交通機関利用促進等措置一覧（案）		
実施項目	緩和率	備考
①公共交通に関する情報提供、時刻表の表示及び冊子配布等 ただし、駅からの直線距離が500メートル以内又は、バス停留所からの直線距離が300メートル以内の建築物に限る。	5%	複数行う場合は緩和率を加算し、最大30%まで緩和可能
②シェアサイクルの設置 ただし、シェアサイクルポート5台以上整備する場合に限る	5%	
③カーシェアリングの設置	5%	
④公共交通機関待合施設の整備	10%	
⑤鉄道駅への地下通路等の接続	20%	
※実施項目、緩和率及び手続きの詳細について現在検討中		

参考 附置義務台数の算定例

- ・延べ床面積2,000㎡、1戸あたりの専有面積が40㎡以下で戸数60戸の共同住宅の場合
旧：15台 → 改正後：9台（改正1により附置義務駐車場6台減少）
- ・公共交通機関利用促進等措置を実施する場合
延べ床面積5,000㎡、1戸あたりの専有面積が40㎡を超える70戸の共同住宅の場合
改正3により実施項目①～③を実施：緩和率15%
附置義務台数：25台 → 22台（附置義務駐車場3台減少）

以上

